

# はっとり社会保険労務士事務所 人事労務だより

## ～今月の特集～ 飲 酒

今回のテーマは「飲酒」です。表面は、令和6年2月に公表された厚生労働省「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」についてです。

裏面は、令和5年12月に施行改正された「アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認（安全運転管理者制度）」についてです。

### 1 飲酒量の把握の仕方

ガイドラインでは、以下のように「お酒の量だけでなく、お酒に含まれる純アルコール量について着目することが重要」と記載されています。ガイドラインが公表されたことで、飲酒に関わる報道も多くなっています。この機会に飲酒が健康に及ぼす影響などについて理解を深めておきましょう。

お酒に含まれる純アルコール量は、「純アルコール量（g）＝摂取量（ml）×アルコール濃度（度数/100）×0.8（アルコールの比重）」で表すことができ、食品のエネルギー（kcal）のようにその量を数値化できます。飲酒をする場合には、お酒に含まれる純アルコール量（g）を認識し、自身のアルコール摂取量を把握することで、例えば疾病発症等のリスクを避けるための具体的な目標設定を行うなど、自身の健康管理にも活用することができます。単にお酒の量（ml）だけでなく、お酒に含まれる純アルコール量（g）について着目することは重要です。

【お酒に含まれる純アルコール量の算出式】

摂取量(ml) × アルコール濃度(度数/100) × 0.8(アルコールの比重)

例: ビール 500ml (5%) の場合の純アルコール量

500(ml) × 0.05 × 0.8 = 20(g)

### 2 「飲酒」に係る重要な禁止事項

次にガイドラインにある「飲酒に係る留意事項」をご紹介します。以下のような内容を従業員のみなさまへ啓発することが重要になります。

#### ① 法律違反に当たる場合等

- ・ **酒気帯び運転等（酒気帯び運転をさせることを含む）**  
飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力等が低下します。
- ・ **20歳未満の飲酒（20歳未満に飲酒させることを含む）**  
脳の発育に悪影響を及ぼし、若い頃からの飲酒によって依存症になる危険性も上がります。
- ・ **飲酒による不適切な状態での動作や判断によって事故や事件を招いてしまう行為**  
フォークリフト等の機械の操作、公衆への迷惑行為等

#### ② 特定の状態にあつて飲酒を避けることが必要な場合等

- ・ **妊娠中・授乳期中の飲酒**  
妊娠中の飲酒により、胎児へ胎児性アルコール症候群等をもたらす可能性があります。授乳期中などには、家庭内などの周囲の理解や配慮が必要です。
- ・ **体質的にお酒を受け付けられない人（アルコールを分解する酵素が非常に弱い人等）の飲酒**  
アルコールを分解する酵素が非常に弱い人は、ごく少量の飲酒でも、強い動悸、急に意識を失うなどの反応が起こることがあり危険です。

### 3 飲酒運転根絶へ～安全運転管理者制度～

一定台数以上の自動車を使用する自動車の利用者の方は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

対象とならない利用者の方でも、**安全運転に関わる必要な業務が凝縮**されていますので、ぜひご参考ください。

※運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

#### (1) 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

乗車定員が11人以上の自動車  
1台以上

または

その他の自動車  
5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算

※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

#### (2) 安全運転管理者の業務

- 交通安全教育
- 運転者の適性等の把握
- 運行計画の作成
- 交替運転者の配置
- 異常気象時等の措置
- 点呼と日常点検
- 運転日誌の備付け
- 安全運転指導

そして、さらに！

#### ●飲酒運転根絶のため「安全運転管理者」は、以下の①～④が義務化

- ① 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認
- ② 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存
- ③ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う
- ④ アルコール検知器を常時有効に保持する

#### (3) 安全運転管理者の届出

安全運転管理者等を選任した時は、その日から**15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出**してください。

#### (4) その他

- ・安全運転管理者の制度に関するご不明な点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。
- ・令和4年の道路交通法の改正により、安全運転管理者の選任義務違反に対する罰則が、5万円以下の罰金であったものが、50万円以下の罰金に引き上げられました。

(参考) 警察庁「安全運転管理者制度の概要」

「人事労務だより」 発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0058 大和高田市西坊城 162-1

TEL (0745) 52-2707 FAX (0745) 61-4284

Email : h-chan@leto.eonet.ne.jp